

総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期日 令和4年2月21日(月) 開会 11時28分
閉会 16時30分
2. 場所 議事堂(議場)
3. 付議事件
- ①二宮町部設置条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第4号)
 - ②東京大学果樹園跡地内近代建築物群の破損に対する応急措置を求める陳情 (令和4年陳情第3号)
 - ③二宮町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第8号)
 - ④特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第5号)
4. 出席者 大沼委員長、坂本副委員長、二宮委員、松崎委員、野地委員、杉崎委員、渡辺委員、善波議長
- 執行者側
- ①町長、副町長、政策担当部長、企画政策課長、企画政策班長
 - ②町長・副町長・政策担当部長、施設再編課長、施設再編推進班長、施設再編推進副主幹、財務課長、財務管理班長、教育部長、生涯学習課長代理
 - ③町長、副町長、消防長、消防課長、庶務班長
 - ④町長、副町長、都市部長、産業振興課長、農林水産班長
- 傍聴議員 6名
一般傍聴者 0名

5. 経過

①二宮町部設置条例の一部を改正する条例について(町長提出議案第4号)

<補足説明>

委員長 執行者側から補足説明等は、事前に配布されているので、これより質疑に入る。

<質疑>

松崎 配布されていた資料を前後で見比べてみた時、今回の新たな組織は非常に妥当だと思う。逆に以前の組織図を見ると副町長の下に政策総務部というのがあって、副町長から政策担当部長に繋がっていないと

というのが非常に不自然だった。なぜ今までこういった状況の組織図だったのか説明いただきたい。

企画調整班長

ご指摘があった現状の組織図だが、副町長から直接つながっていないように見えるかもしれない。政策総務部に政策総務部長がいるだけで、政策総務部長を介さなくても指示は政策担当部長にいつている。機構図の見方の違いだけかと思っている。

二宮

部が分かれたところだが大変重要な部の作り方だと思うが、人数がそれぞれの部で増えているのか。それぞれの部の人数を教えてほしい。政策部に契約・検査等に関するのとあるが、昨今委託業務に関する契約の詳細内容がようやく町でできたところだが、それを作った方というのは、その課に残っているのか。携わった職員がいるのか。町で初めて作った内容なので、少しの間は見直し等もあるのではないかと思うが、その方がその課にいるのか。総務部にデジタル推進班がようやくできているが、どこの自治体でも外部の堪能な方が参加するようだが、わが町では実態はどのように考えられているのか。

企画調整班長

部の人数だが、今回提案させていただいた機構に関しては実際の部の人数まで関与するものではない。今回デジタル推進室が新設されるので、その部分に応じて若干変動はあるが全体として増えるとか減るまでは、こちらの機構で表すものではない。2件目の契約に関するものの部分だが、財務課に関するものである。財務課の事務分掌がこちらの部分になる。今、担当している課がその事務を引き継ぐということになる。人がいるかというものと、部の再編とは話が違うものになってくる。最後のデジタル推進室に外部から人材を登用するかどうかだが、国や昨今の流れがあるとは認識している。機構図上で外部人材の登用までは記載はない。今後、総務課で策定されるデジタル推進計画とか、そういったなかでそういう部分は出てくるのではないかと考えている。

二宮

今、説明をいただいている課が、政策担当、政策総務部だが、これから作る部に関して詳細が分かって作ると思わなければ、部とか課の詳細が分からない。部と課が円滑に運用していくまで分かって組織図を作ると思うがいかがか。そういうところまで把握しなくてよろしいのか。

政策担当部長

今回は政策総務部の中にある事務を政策担当部長が担当しているものと政策総務部長が担当しているもの、それぞれのものを分けたという機構の話になる。新しい部分としてデジタル推進室を加えたものになる。機構組織の話であって人数とか人員の話は人事の話になるので、機構の話とは別かと思っている。然るべきところに然るべき人員が配置されると考えている。

二宮

分からないから聞きたいが、委託業務に関する基準を作ったと思うが、基準を作った方は同じところにいるのか。同じ質問になるがそれ

も分からないのか。

政策担当部長

委託について作っているのは財務課である。財務課は4月1日から政策担当部長の所管から、政策部長の所管に変わる。財務課の作った人間は、今は財務課にいるが来年の4月1日にそこにいるかは人事の話なので、ここで答えることはできない。

渡辺

今回の部の編成替えの提案は、中心になるのはデジタル推進室の設置が一つのきっかけになっていると考える。まだ構成とかについては人事の問題とのことなので答えはなかったが、実際の規模や推進室などである程度の規模を考えているのであれば、そのへんについてはいかがか。財務課については今回政策部ということだが、財務課の業務を見ると財産管理の部分と財政の計画、見通しが含まれていると思うが財務課として今回分けるということを検討しなかったのか。もう一つだが、人が増えるということになれば会計年度任用職員の任用も考えておられるのか。

副町長

デジタル推進室の規模だが、課長職の他に班長なり班員を付けるということで今のところ予定している。細かいことになると人事のことになる。今はその程度で考えている。

企画調整班長

財務の関係になるが、財務課を分けるということはこの機構を考えるのに検討していなかった。今の段階で特段その部分の業務継続に支障が出ることにはなっていないので、分けることは今回の機構の検討では入っていない。

政策担当部長

会計年度任用職員についてだが企画サイドでは人事のことは掌握していないので、会計年度を含めて何人の人員が配置されるのか答えることはできない。

渡辺

平成28年度に現行の組織になっているが、加速度的に進行することが予想される人口減少や少子高齢化に対応するため、第4次二宮町行政改革大綱に基づき、効率的でコンパクトな組織体制を構築することを目的として現在の政策総務部にされたと思う。それをあえて今回分ける必要があるとは、ここまでの説明では分からない。デジタル推進室の設置が重要課題で、それを軸に提案があったと思うが、私も理解していない部分があり、これは国の方がこうしなさいとか、デジタル推進室を作るということを法律もしくは政令で定めてきたものか。その背景について確認をさせてほしい。

政策担当部長

平成28年の話になったので、最初の松崎委員の質問にも関係してくると思うが、平成28年に大規模な機構改革を行っている。その時の視点は組織のコンパクト化で部長職を減らすというのか、部の統合というのか、それが大きな目的だったかと記憶している。その際に町民生活部がなくなったりすることもあったが、政策総務部の中で政策部と総務部の全ての課を掌握していて、ただその時は施設再編課は無か

った。その他は政策総務部にあつて、ただ一人の部長では見きれないということもあり、政策担当参事という部長職で課をいくつか見るといふ役職が置かれたのが、スタートになる。決裁権を見直していき、施設再編の仕事が役場としてウェイトも大きく、人も増えており、そういった中でやはりきちんと位置づけをしていこうというのが今回の改革である。きっかけとなった、デジタル推進室の設置もあるが政策総務部全体の仕事量として多く、その位置づけや責任を明確にしようというのが今回の改正である。特に国からデジタル推進室を設置しなさいということで機構改革をしているわけではない、ということで理解していただければと思う。

渡辺

平成 28 年度の時の大きな機構改革、ここでは組織のあり方というか、コンパクト化や効率化をまず出されていたが、そういうことでもうやっていけないと。重要な課題が出てきて、それに対応せざるを得なくなったと。そういうなかでの機構改革ということでよろしいか。

企画調整班長

時代のその時々々の課題があり、平成 28 年度の時はおっしゃるとおり、この 28 年度の体系でできるという認識だったが、施設の再編やデジタルの関係が出てきて、新たな対応をしないといけないという課題がここにきている中で、それをふまえて明確化するというものになる。当時の 28 年度の体系では対応しきれないというのが今回の結論で、今回の改革に至ったというふうに認識している。

委員長

町の組織に関しての検討とか進め方は、今説明を聞いていると決まっていないのか、分からないのか、そういうような答えである。町の組織を編成する際の考え方は、どのように進めてきているのか教えてほしい。

企画調整班長

役場組織の検討にあたっては企画政策課がメインに検討しているが、政策会議で町長、副町長をはじめとする部長クラスのメンバーで検討している。こちらの会議が検討する組織で進めている。

委員長

そうすると政策会議で何も話していなかったということか。これを作るというだけで、他のことは全く話されていないということか。

企画調整班長

他のことというのが、どのことを指しているのか分からないが、今説明したように課題がある中で、今の組織体系だと明確化されていない部分がある。その部分をデジタル推進室ができ、施設再編課ができたタイミングで組織を分けて、町民の皆さまにも分かりやすく、われわれの責任としても明確化する必要があるということで、話し合いを行いその通りだということで決定したのが今回の改変である。

委員長

聞いたのは、先ほど渡辺委員や二宮委員からも聞かれているように、組織の人数やどういうふうになるのかを質問されているが答えていない。政策会議で決定しているということだが、政策会議の中で細部のところまで話し合いがされて、この提案をしたのではないのか。

副町長 先ほどの言い方が抽象的だったかもしれないが、コロナ禍において政策会議で議論しているなかでは、あくまでも機構の組織の関係だけで、どう人をあてがうかは人事の問題なので、そこは議論がなかった。現実的に推進室に課長を1名おき、班が二つになっており、そこに新しくデジタル推進班が入り、1人班長が付き班員が1名というのが現在の予定である。他の人事の関係もあるので、最終的に人数が変わるかもしれないが、基本的には課長、班長、班員の3名これを新たにプラスするという考え方で進んでいる。

委員長 政策会議に人事は含まれないのか。先ほどから人事は別みたいなのを言うが。

副町長 今言ったが、政策会議の中では人事に触れないで人数も特に触れていない。あくまでも組織だけのものを議論して決定している。

坂本 今の機構改革には賛成だが、せっかくここまでやろうとしているのなら、健康福祉部や都市部も分散したらどうか。

副町長 今回、政策総務部はこれから改正する方では全体で8課になる。他の健康福祉部、都市部を見ていただくと分かる通り、大体1部4課の構成でできている。4課自体も過去から見るとだいぶ増えているが、特に政策総務部はそのまいくと8課になってしまう。これを分けて4、4で健康福祉部と都市部と比べてもバランスがよくなるのかと、そういうところで今回の見直しには入ってこなかったというのが結果である。

坂本 1部4課と言われたが都市部では、今、担当が椎野部長だが部長の席の上は全部を包括している。区分けしてやっているが、もう少し荷を軽くしてあげたほうが、効率がよいのではないかとかねがね見ていた。先ほどから人事、人事というのが担当する部長の能力がある。そういうようなものもただ機構改革で変えるというのではなく、そこに当てはまる人がいかに大事かという、それも合わせて考えているとは思いますが、ただ組織を変えらるというのではなく、組織に当たる人たち、餅は餅屋ですごく能力を発揮できる部署にいたら、二人分やっってしまうという人もいる。ここまで踏み込んでやろうとしているのであれば、全体を見渡してやったほうがよいのではないか。それは執行者が決めることであるが、そういうふうと思う。

休憩 11時52分

(傍聴議員の質疑：羽根、善波議員)

再開 11時58分

< 討論 >

渡辺

私は議案第4号については、反対の立場で討論する。基本的には、今回総務部と政策部に分ける、スポーツ班と生涯学習班を分ける、こういったことについては、賛成である。ただ、今日の質疑の中にも出

ていたが、デジタル化を進める、そのためのデジタル化推進の部署を設けるといふ点である。第3号議案の時にも触れましたが、デジタル化は町民にも職員にも利便性を提供する技術なのだと認識している。ただ一方でデジタル庁発足があつて、拙速にデジタル化の推進が進められている。その中で基本的な個人情報保護というのがまだ脆弱なままだと危惧している。コロナ禍の中で、様々な面で、デジタル化を進めようという姿勢に、これは国の方ですが、大きな疑問を感じている。強制ではないということであれば逆に、このデジタル化について、組織づくりや人の配置を行うということは、最優先にすべきことなのかということである。むしろ他の自治体でもこのデジタル化の推進の部署を設置する動きが進んでいますが、あえて他の自治体の様子も見ながら、じっくり進めていけばいいのではないかと感じているところである。人材確保については、先程指摘もありましたが、外部の人材を活用するとか、今回詳しい説明はありませんでしたが、会計年度任用職員の配置ですとか、任務の仕方を含めて考えれば、大きく自治体の業務のあり方を変えてしまうという指摘もある。元々性質の違う業務を一つの組織にするという難しさについてはあつたと思うので、先ほどの質疑のなかでもありましたが、子育てと健康の問題もしかりです。それと環境の問題、産業の問題も都市部のもとで一緒にやっていたかということ、本当に色々なところで難しさを感じている。一つの原因としては行政改革の中で、部の数、課の数、これを減らしていくことを一つの目標というか、長期的な目標になっているのではないかと思う。こういった考え方についても見直していく必要があると感じていて、私はあえて4号議案については反対をする。

二宮

私は賛成の立場で討論する。縷々問題点はあるが、まずは時代とともに変性するというのは必要なことだと思つている。また仕事内容を明確にするということも重要であると思つている。ただ、本日各委員の方から出た問題に関しては、ぜひ前向きに考えてもらいたいと思う。

委員長

これを持って討論を終結する。

<採決>

委員長

それでは議案第4号を採決する。議案第4号を原案のとおり可決とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)…5対1

賛成：松崎、坂本、二宮、野地、杉崎委員

反対：渡辺委員

よつて議案第4号は可決された。以上で議案第4号の審査を終了する。

休憩 12時03分

再開 13時30分

②東京大学果樹園跡地内近代建築物群の破損に対する応急措置を求める陳情(令和4年陳情第3号)

委員長

本陳情について、議会基本条例第15条の規定により、陳情者の意見を聞くこととしたいと思うが異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認める。本陳情についてはまちづくり工房「しお風」および二宮遊学の衆代表の神保智子様と杉本様にご出席をいただいている。趣旨等については、事前に配布しているので、ただちに質疑に入る。

<陳情者に対する質疑>

野地

いつも東大果樹園跡地で活動しているのを拝見している。陳情項目の2についての質問になる。シートや波板パネルと書かれているが、シートだと災害の後のようなシートをイメージしてしまうが、例えばどのようなものかを考えているのか聞かせてほしい。今回の補足説明の中に、11の施設が入っているが、この11の施設すべてのことについて言っているのか、そのなかのこの部分だよというのがあれば、教えてほしい。

神保

シートなど具体的にというのは、野地議員さんが言ったように、普通のシートを被せて下でとめるというイメージである。あとは、波板パネルというトタン板とかそういったもので、しっかり被せてしまうということ考えている。2点目の、全てのことかということだが、屋根については、2か所、生産物加工室と管理舎。特に生産物加工室の方は本当にドンと落ちてしまっていて、管理舎の方は瓦が落ちているというような状況である。あとその他も窓についてはいろいろな所の窓、ここでいうと、後程お話するが、説明資料を開いていただいて、例えば窓が破損しているところは、①～⑩までのなかで、学生宿舎、倉庫、生産物加工室、管理舎こういった所の窓が。あとは後ろの所の堆肥舎と肥料舎については、肥料舎はほとんど壊れていて藤などが絡まっているというような状態である。

野地

シートやパネルというと、人それぞれ違ったイメージを持ってしまうと思う。私のイメージだと、ブルーシートが屋根にかかっているようなイメージだが、それだと逆にあまりにも情けないになってしまう。やり方については、これからもし必要であれば予算との関係があるのかもしれないが。もう一つ11の施設において、窓とか屋根とか修理が必要なのは、施設によってバラバラであると思う。その中でも、この陳情で特に4番と6番生産物加工室と管理舎、ここだけでもなんとかしてほしいという捉えでよいか。

神保

そのとおりである。今まで町の所有であるので、私たちが手をかけるということが一切できなかったわけである。そういったなかで、

窓などはボランティアで私たちでもできるけれども、屋根はやはり専門の業者で、特に両方の建物が1階建てなのだが、上が高くなっているものなので、とても素人ではできないので、まずは屋根である。それでこういったものが認められれば、私たちボランティアで窓などの破損したところを覆うことは、やっていけるのではないかと考えている。

野地

このような施設を管理して残そう、維持しようということだと思うが、その先は何を想像されているというか、何のために維持するとか、何か考えがあれば聞かせてほしい。

神保

窓だが、将来どうなっていくか決まっていななかで、今回はとにかくここで陳情を出して応急処置をしていただかないと、崩壊してしまうなど。2棟は、崩壊してしまうと思っているので、出させてもらった。自分なりの考え方はあるのですが、やはりいろいろな専門家の方たち、こういうことに関わって、実際にやってこられた大学の教授とか、民間の事業者とか、ヘリテージマネージャーの人とか、そういった人たちのお知恵をいただきながら、具体的にもっと細かく各棟を調べた中で、どこから手を付けてどういうふうやっていったらいいのかということを知りたいと思っている。将来についての私個人の考え方だが、やはりそういった環境整備をすることでより魅力が出て、実際に参入してくる民間事業者も出てくるのではないと思う。今回事例に出した清閑亭もそうなのだが、最初の段階で見て民間事業者が使うかという、それはなくて、ある程度再生と交流の拠点となることで、そこで事業をやってもどうにかできるのではないかと、いろいろな所が参入してくるのだと思う。そういう土台を作るためにも、建物がなくなってしまうのも無理になってしまうので、その前に応急処置をして、しっかりした考え方や実践が進んでいくまでを、保存しようという考えである。

松崎

貴重な歴史的建造物ということで、どんどん破損していったら、取り返しのつかないことになると思う。逆に疑問に思ったのは、どうしてもっと早くアクションを起こさなかったのか、ということである。私も実際に現場に行ってみて見てきたのですが、こうなる前にどうしてもっと早くアクションを起こさなかったのかということについて伺いたい。

神保

今回もそうだが、建物については協議会も、町が持っているものなので、ここについては協議会には触れさせないといったこともあった。だんだん協議会の中で、考えが一致してくればいいよという町の姿勢も出てきて、今回陳情しているのは東大活用部会の遊学文化部会のメンバーである。そこでは、度々協議会の会長あてに他の要望も含めて、要望を出していた。そういった結果で今年度の事業計画には建物の活用ということが入っている。その中には、管理可能な建物の外観保全について、町と協議して活用の検討を行いますということと、危険な建物の安全対策を町へ要望するとなっていた。

ただ今年度は役員の改選と、来年度からの運営費をどうやって捻出するかということに検討が集中してしまい、こういったことが入る余地がなくなってしまった。協議会で最初はみんなの考えをまとめて出していきたいと思っていたが、やはり遊学文化の会員のみんなは、このまま待ってられない状況になってしまったから私たちが決断して、陳情を出しましょうということを出させていただいた。それにあたっては一応協議会の方の会議で報告して、皆さんに認められたということで今回臨んでいる。

二宮

貴重な資料を作っていただき、拝見して、こんなにあったのかなと驚いている。見た目と文字で見るとは違って、かなり量があったという思いです。方向性ということだが、これは全部についての方向性なのか、協議会の中でこの建物だけはというのがあるのか、そこら辺はいかがか。

神保

協議会の中では、そういったことについて一切検討されていないので、私がここでどうですとは言えない状況である。ただ私たちしお風の会と遊学の衆では、大学の先生と町の職員の方にも立ち会っていただいて調査をしたなかでは、やはりこのこれを残せということではなかった。全体で二宮の独特の個性ある産業が成長し、東大が来て果樹園をやってきたわけですから、そういうものを残すのに、これ一つを残しなさいということではなくて、全体でどうやっていくかを考えた方が良くはないかということでした。

坂本

この間現場に行って、写真も撮ってきたが、相当屋根が落ちてしまっている。裏から見るとひどい状況の所もある。養生してシートを張るといって、どのくらいの予算を見積もっているのか。それだけやるにもかなりお金がかかる。もう一つは、協議会の一員として、町とすり合わせをして、今はまだ建物に手を入れてはいけないとか、触ってはいけないとか言われたが、もうとっくに建物を使っている。協議会の一部の人が、勝手に倉庫にしている。それは町長が良いって言ったという話だが、そういうようなことが起きている。そういった人たちとの保存の方向性、すり合わせが協議会で出来ているのかというのが、ちょっと難しいのではないかと。相当のお金をかければ、なんとなく見栄えがするようになるのではないかと思うが、時間が経ちすぎている。もう一つは、建築学会とか国ではそういう団体があったりするが、ここはそういう保存にふさわしい建物群なのかというのは調べているか。個人の思いだけではなくて、そういうものだというお墨付きでもあれば、当然これは町が動くというようなことになると思うが、そういう古さでもない。もう少しその辺を深く説明してほしい。

神保

最初に、近代建築群は正門を含めて 11 棟である。それ以外にも建物があり、あそこには全部で 20 棟ぐらいの建物がある。倉庫として一部が使われているものについては、近代建築物ではないものである。今回陳情しているのは近代建築物の 11 棟のことをいって

いる。費用がかかるのではないか、実際それだけの価値があるものなのかということだが、清閑亭の再生をした中心人物で弘前大学教授の平井さん。彼から話を伺うと全国的に見ても果樹園と近代建築物が一体となって存在しているところは、ほとんどないのでそういったところで価値があるだろうと。昨年に調査した時に関わっていた先生方は、建築士協会で顧問をやっていたり、テレビで歴史的建造物の解説をされている方や、神奈川県などでも文化財保護委員をやらされていたり、湘南圏のなかではそういったことに対して造詣の深い教授に見ていただいた。そのなかでもどの建物がすごいということではなく、この一群として産業、果樹栽培が行われたものが残っていること、二宮の産業の発展みたいなものが全部ここに集約されており、樹木が多いなど自然的な背景があること。東大の教授で植物学の教授もいらっしやって、後ろに文化財の横穴群があり、これが有名な横穴群で、地層もこんなに広大に広がったところは神奈川ではここが一番広いのではないかという話を、学芸員さんから聞いている。そういったことが一体となって価値を生むと話を聞き、私もそうだろうと思っている。時代を映す建物であり、産業遺産と二宮町のカラーが一緒になってできたもの、二宮の個性を作るもので町の魅力形成に非常に重要だという話を伺っている。近代産業遺跡が脚光を浴びていることもあり、自然と文化財が一体となったこの雰囲気は重要だと聞いているので、これは私が個人的に言っているのではないということをご理解いただけたらと思う。

坂本

そういう著名人の目からみると、大切にされた方がいいよということになるという。では、町民からはどうなのか。町民の目線で、一部の人は価値を分かっているというかもしれないけれど、町民にとっては、もらった時のままである。何も手入れもしないということについて、どう評価しているかということとは分かるか。

神保

この資料にもあるが、ちょうど2012年に東京大学果樹園跡地について、町民意見募集をしたなかでも、やはり建物を活用したらどうかということで、いろいろな提案が30件ぐらい出ているが、ワークショップが出来る母体の最後の検討会でも、やはり建物については計画の中で触れていない。建物を使わないのでは計画にならないのではないかと、今後の建物について検討が必要という、コメントが入っていた。あと実際に実証実験で、二宮町の中で建物見学ツアーをしたが、その時カウントできただけでも50人以上だったが、やっているうちにどんどん人が集まってきて、一緒に見たいということで集まってしまい、かなりの人数の方がそこで見学をしたということもあった。湘南庭園文化祭事業で、わくわく探検ツアーというのを開催しているのだが、来られた方に参加者アンケートを取っているのですが、とても素敵なのでこれを守ってほしいというご意見、やはり建物の保全と自然の保全というのは高い要望のものである。今後新たなツアーということで、例えば再生するためのツアーを組んだら来られますかという所に、丸を付けている方だとか、建物の見学会をしたいという所に丸をつけている方が非常に多い。

実際に今案内人というのを月曜日にやっているのですが、来た方々から建物を案内していただけたらというご要望もあって、案内したりとかして、こんなに建物があるなんて知りませんでしたとか、なかなかレトロでいいところですねと言われる。自然とレトロな建物が一体となった雰囲気、大事にしてくださいというご意見をいただいている。

坂本

令和9年までは町としては、何をする予定もないからということで協議会に貸したりしている。執行者の方は予定がないわけである。今の時点で令和9年までは、将来どうするかを出しなさいと陳情の項目になっているが、今のところ予定はない。その先のことまで考えてここで答えを出すのか、9年も今のままだと駄目になってしまうと思う。だからそのために予定を作って、途中で手直しをしてといふうにするのか、その辺が漠然としていたと思ったのだが。

神保

ここを購入するとき、大変なお金の工面をして購入した。そういったもののなかに、建物も動産として含まれていると思う。やはり町は善良な管理者としての注意義務を持って、維持しなければいけないと思う。それなのにこの3、4年の中であんなに急速に痛みがきて、壊れてしまいそうという状態になったので、今回陳情しているのは、そういった町民の財産でもあるものを崩壊させていいのでしょうかということを、訴えたかったからである。そういったものを今後活用してほしいということは、昔から要望もあるので、そういったなかで実際に活用しようとして将来計画したら、もう活用できるような状況ではなかったということにならないようにということで、今回のこの陳情をしている。ただ、個人的には、ここを二宮固有の魅力が発揮できる場所だと思ったり、そのなかにはこの近代建築物も入っていると思っているので、どうやっていくかという具体的なことをもっともっと深く調査して、歴史的背景や個々の建物をどうしてこのように建てたかということをもっと調べて、その中で判断していきたいと思っている。今回の陳情のなかには、1の中で出しているように、地方創生につながる東京大学果樹園跡地の将来の方向性を、早急に明らかにすることを求めている。再編の実施計画の中では、令和9年度までとなっているのは、令和9年度まで将来の計画を立てないというわけではないと思う。そこまでは管理を任せているけれども、計画はもっと早めに立てて、実際に令和10年からスタートさせなければいけないので、もうこちらでそろそろ計画を出さないといけないのではないかと私は思っている。

渡辺

一つ目は、神奈川県登録有形文化財について触れられているのですが、実際には登録有形文化財についてはどういう要件で進められるのか。これまで指定に向けて何か動きをされたことがあるのか。その辺のことを聞きたい。それから、先ほども費用のことが出たが、実際に養生するというそのことについても、見積り概算というのを会の方でも求められたことがあったのか、その辺の経緯も教えていただければと思う。それから、クラウドファンディングとか民間

の方でこういう施設を実際に運営する、保全するという流れもあると思うが、その辺について実際に協議会の方にも話をされているということなのですが、現状どのような動きになっているか、動きがあるのか、その辺もお聞かせください。

神保

登録文化財の要件ですが、これは原則として50年以上経過したもののうち、次の3つのなかのどれかを満たさなければいけないのですが、「歴史的経過に寄与しているもの」、「造形の規範となっているもの」、「再現することが容易でないもの」というのが登録の基準となっている。実際に出すのは持っている所有者になりますので、跡地でいえば所有者は町ですので、町が出すことになると思っています。東大跡地は所有者が町ですから、そういった動きは今までできませんでした。旧山川亭の方では一度そういった行動を起こしているのだが、町にいろいろ協力していただかなければいけないといったところで感触が良くなって、そのときは断念したという経緯がある。住んでいる方たちも年をとるし、劣化も進んでいくので、二宮のなかでも進めていけたらいいと思って、動きをしている。費用については、実際にシートを被せるとなると、先ほど言った2棟、管理舎と生産物加工室について大雑把に出したなかでは、シートだと両方合わせて60万、トタン板を張るのだと、両方で450万円という、大雑把に出したものですが聞いている。今回、野地議員がシートとおっしゃっていたが、本当はもっとお金が出ればそれに越したことはないが、もし町が駄目でもそのぐらいの額だったら自分たちで集められるかと思っているので、先ほど野地議員のときに、お話をさせていただいた。協議会は先ほども申しましたように、来年度からの運営費をどうするかということにしか、それですらまだまとまっていない、そういった状況なので、他の要件を出そうと思っても、そちらに頭が回ってもらえないと思う。今までも要望として何回も出ているが、なかなか議題としてはあげてもらえなかった。協議会はいろいろな方たちがいて、場所的に使えばいいと思っているところも実際にはあると思う。自然があるあの場所ということ。建造物についてはいいなとは思っているけど、自分たちが一緒に運動というか、そういったことをしていくにはまだかなという感じはしている。ただ集まった時などには、建物がだんだん壊れてきて嫌だとか、個々の活動をしているなかで会ったときに話すなかでは、どうにかしたいという話をする方もいらっしゃるが、それで実際に行動するというのは、責任を負わなければいけないので、そうするには相当な決意を持って動かなければいけないのかと思う。ここで私たちの会ができたのは、協議会ができて3年近くのなかで、心が一つになって、ここの跡地を再生したいという思いが私たちの会は強く出ているので、今回この決断をみんなでやろうよということになった。

渡辺

質問が後先するかもしれませんが、協議会の方は私の拝見しているところだと、運動するために使っていた。子どもたちの学びの場というか、遊びの場で使ってきたところを引き続き使っていきたい

というようである。今どういうふうに使っていくかという側面と、遊学の衆の皆さんのようにどちらかというど、資産というか資産をどういうふうを活用していくかということで、性質というか、向いている方向が違う印象を持っていた。これは、神保さんに聞くことではないのかもしれないが、しお風さん、遊学の衆さんの方で、いろいろ主体的に物事を進めていくということに関しては、差し支えないというふうに理解しておいてよろしいか。もう一つ、先ほどクラウドファンディングとかで、450万円ぐらいの費用であればなんとかなるとかという話もあったが、その辺で実際に動かれているとか、どういう経緯があるのかなども聞かせて欲しい。

神保

協議会のなかでどうしていくのかというのは、私もこの場でどうのこうのと言える立場にはないのだが、一応うちの会のなかでは行動していこうということです。私たちがやっていることが、まだまだ他の協議会のメンバーに理解していただけていないのは、力不足というのがあるのですが、向いている方向が違うというわけではないと思う。私たちがやっている所にも子どもたちがやって来て、そこを見てもらって、それが将来への力になり、またそこへ子どもさんと来ている保護者の方たちが賛同してくれて、力になってくれたりとかもあると思うので、決して向いている方向が違うというわけではないと思う。野球をしている方に話を聞くと、二宮在住ではない方が来て合同で試合をしたときに、自然や歴史的な建物がある中で試合をするのはすごく気持ち良くて、ここでやりたいから予約をお願いしたと言われた方もいた。そういったなかで運動しようとはならないが、心のどこかでは建物があることで恩恵を受けているし、満足できるものがあるのではないかなと思う。これが壊れてなくなった時に気が付いて、しまったというのは問題だと思うので陳情を出してみんなの意思や考え方を、守っていかなければいけない。それを守っていくことが善良な管理者としての町の義務ではないかということで、今回提出した。主体的にしていくと勘違いされてしまうといけないが、それぞれの立場を尊重し合いながら、私たちはこういうことをしたいのでやっていきたいと相談しながら進めていく。

委員長

寄付については。

神保様

クラウドファンディングについてだが、まだ今後ここが実際にそういうことになるかと決まっていけないので、他のメンバー全員に話していないが、話の中ではクラウドファンディングをやるのも一つの方法だと出ている。先ほど話した弘前大学の教授に相談したところ、最終的には地方創生加速化交付金を取ってくるのが方法なのではないかということだった。それまではクラウドファンディングをしながら維持していくのが、考えられるのではないかという話が出ている。この前調査してもらった教授たちの話の中では、神奈川県でフェリテージマネージャーを育成する養成講座が行われていて、一旦中止されたが来年度から再開される。そういう所の実習所にして

もらったらどうかとか、大学でもそういったことを研究している建築学科と話しをつけて、実習の場としてやっていったらどうかという話もされている。

杉崎

陳情項目の2だが、主語がないがこれは町だと思う。緊急に民間の協力を得ながらというのが、どういうイメージなのか。マンパワーなのか。お金なのか。どういう民間の協力なのかということと、この写真を見ると先ほども質問が出たが、とてもシートだけでは無理ではと思う。陳情の方がトタンとシートで約500万、聞き間違えでなければ、これは自費でやるということだが、そうなった場合の所有者は町だがオーケーはすでにとっているのか。陳情の趣旨の11行目、財産保持、安全性の観点から財務課長に相談したところ、跡地活用の将来計画が未定なので、二重投資につながることは現状できないと結論が出ているが、これはどうお考えか。

神保様

先ほど民間と言ったのはいろいろな意味があり、労力的にもできるところは私たちがボランティアであったり、他のところとかの事例であるが、再生についてやっている専門の方たちがこの部分ならできると関わってくれたりとかする。他のところでも屋根が落ちた時に、ここはこの会社がやったという看板みたいなものを付けてくれば、うちがモデルケースとかモデルハウスみたいにやってもよいと、再建ができたところもある。いろいろな手法があるのではないかとということで今回書いたものは行政だけに全部を任せるのではなく、皆で知恵を出しながら協力してやっていったらどうかという提案で一文を入れさせていただいた。シート等を自費とのことだが、私のお金でやるのではなく、いろいろな方法があるので、そのなかで工面する。応急処置については、実際にどうにかやろうと思えばできるのではないかとということで、先ほど答えさせていただいた。町では結論が出ているのではないかとということだが、私としたり将来計画がないからできないというのは、町としてそういう考えがおかしいのではないかとということと、善良な管理者で維持していかなければならない町の財産について、それでは答えになっていないのではないのかとと思っている。先ほど申し上げたが令和10年度から将来計画を実践していくのには、どうしていくかが決まっても、庁舎建設でもそうだがすぐにはできないわけで、最低でも3年間は必要で、そういったことを始めていないといけないのではないかと出してさせていただいた。実際に結論が出ないうちに崩落したら、誰が責任を負うのかという話になる。それまでは崩壊させてはいけないと私は思うので、今回陳情させていただいた。

杉崎

民間の協力はよく分かったが、それをやるためには町の許可を取らないと、勝手に修繕出来ない。町と話し合いで承諾はとっているのか。

神保様

まだ町の承諾を得るという段階ではなくて、応急処置というところが第一段階で、町がどう考えて、一緒に考えていこうというふう

になっていったらよいなということで、今回陳情をしている。町の財産なので最大限活用できる建物だけでなく、全体の方策を考えていかなければいけないと思う。今まで私たちが活動してきたなかで、いろいろな歴史的建造物を再生し、地域活性化に役立てている事例を持っている方たちと交流もあるので、知恵をいただきながら、町と議会も一緒になって検討していくなかで、より良い方向になるのではないかと考えて今回陳情している。

杉崎

早急に修理というかシートで覆う必要があるというのは、4番の生産物加工室と管理舎と神保さんがおっしゃった。とりあえずそれを補修したいということだが他はどうなのか。他も見ると朽ち果てたといったら失礼かもしれないが、そのような状態に見えるのがか。

神保様

他のところについては窓が破損しているので、そういったところはいいよと言ってくれれば手を入れたい。他のところで大丈夫なところも結局換気しておらず、8年ぐらい閉めっぱなしで、公開したら一気にバーッと崩落してしまったことがあるので、換気できるようになれば、より長寿命化ではないがしていくのではないかとと思う。今回はまずは第一段階だと思う。最初に町に相談しようと思っていたが、財務課長のおっしゃることもそうだった。担当者レベルではなかなか話し合っても埒があかない。今回議会の方たちの協力を得て、町の方もそれに答えて方向性を出してもらえたら、担当者レベルでも話し合いをして、よりよい方向に行きやすいのではないかと考えている。

委員長

陳情者の方のように細かく見ていないが、現状は修復したいという建物の中に、立ち入ることができるような設計性のあるものなのか。地震とか何かそういうものが発生した時に、あの中で利用されている方々に危害が及ぶような危険性があるものなのかどうか、2点教えていただきたい。

神保様

あの中に入っていて地震がきたらどうなるのかは、非常に問題があるのかと思うが、地震が来なくても屋根の瓦が落ちてきているので、そこは対策しなければならないと思っている。実際、中に入るとということでは町の職員が前に言っていたのは、動物が入ってしまって糞がすごい。それが感染症になるのではないかとと思うので、衛生面で立ち入りできないとのことだった。そういうことも万全の処置をして入れればよいのかと思っている。建築の方が建物を見学していた時に言われたが、園田男爵が別荘を建てて、関東大震災でつぶれたところを東大が買って、学生が入れるというものにしたので、建物の構造等かなり検討されて建てられていると話していた。今の耐震基準には合わないかもしれないが。実際にあそこを監修した人が帝国大学の総長だった内田氏で、関東大震災で東大がつぶれてしまった時に再建したりして、関東大震災でダメになった時に都市計画を作った方なので、そういった面で災害対策を念頭に置いていた

方が監修したところなので、当時なりの考慮はされた建物だと思う。建築の方々が見ると躯体が非常にしっかりしているという話や、学生宿舎などは寝泊まりするところで入口が二つあり、階段もそういう形で二つあるので、災害時を考えて建設されたのではないかという意見もいただいている。入る時にはそれなりの安全面を考えて入るしかないのかと思うが、結局誰も入らないと崩れるのに任せるだけなので、それを覚悟してやっていくしかないと思っている。

委員長

瓦が落ちているということだが、周辺で子どもとかが遊んでいたら下敷きになる、物が落ちてきて怪我をする危険性があるのかということに心配している。ガラスが割れ、破損している箇所があるが、中に人が侵入してしまい、たまたま落ちてきた屋根の材料に当たり怪我をしてしまうような危険性は現状あるのか。

神保様

今回応急処置ということで出しているのは、そういうことが考えられるのでこの陳情を出した。安全面での対策という点からも出している。

委員長

これにて質疑を終了する。委員の方で執行者への参考質疑があればお願いします。

<執行者側への参考質疑>

野地

陳情項目の1だが方向性を早急に明らかにせよと。そうであれば屋根の修理など、何かいらぬかもしれないことに繋がってくると思う。令和4年度の公共施設再配置の見直しをされるというなかで、陳情項目1はそこに含まれてくるのか。今回の場所は協議会への対応部分とは違う。町直接のエリアの部分だと思っている。前に学生宿舎を社会見学で、座学で使うと莫大な費用がかかると言われた記憶にある。11施設あるが何かしら検討、試算をされたことがあるか。今回の陳情において建物の危険性というものが話に出てきている。協議会が使っている部分と、施設の間に塀があるわけではなく、自由に行き来をしている現状のなかで、落ちてくるもので怪我をしてしまうことに対しての管理面で、何かお気づきなことがあったら聞かせていただきたい。

施設再編課長

私からは一つ目の質問についてだが、将来の計画ということで来年度再配置計画を見直すということは、いくつかの場面でお知らせしている。そのなかでは将来の中長期ではなく、短期の部分で見直すもの、計画を作った時から今に至り変わってきたことを反映したりすると考えている。現在が作った時から直近10年間ということで令和9年までの計画となっている。それを5年ぐらい見通して、令和14年までの先々は考えていきたいと思っている。ただ、あそここの場所の一部を、将来的に学校はどうだと現時点で意見をいただいているので、そういったことを含めると、あの場所の中長期的な

将来がこうなると打ち出すのは、なかなか難しいのかと考えている。

財務課長

建物の試算だが、現状では東大の購入に関しては、土地売買契約に基づき土地を購入している。そういったなかで建物の利用ということについては、現状検討したことはない。先ほど話しているように将来の計画が見通せないなかで、管理舎だけでも数億かかることが分かっているので、全ての施設をとということをやってしまうと、他のことができないということもあるので、東大跡地の他の施設においてもどういうふうに使おうかを考えたことはない。建物の危険性についても崩落していることは確認している。どこかに飛んでいるということではなく、貸しているエリアが違うので、現状で何か起きたというような危険性は聞いていない。

野地

一つ目の公共施設再配置の令和4年度の検討だが、今の答えだと5年目だから見直しをするが、この先の5年後までしか考えませんよとも聞き取れる。5年後は何年かというところ令和9年が想定できるが、先ほど陳情者がおっしゃっていたように、9年までは東京大学果樹園跡地は検討しないというようにも聞こえてしまった。私の聞き間違いだろうと思うがそのへんをもう一度聞く。二つ目はもうよい。三つ目だが、今現在は危険性がないというか、そんな話は聞いていないというのは分かったが、エリアが違うとおっしゃっていたが、エリアは一緒である。歩いていて建物のすぐ横にも行けるし、裏に回ってみているという話もあるので、エリアは一緒だと考えていただきたい。そうするとさあ大変だということになるが、今日でも明日にでも起こりうるものが、言葉として議会の中で出てしまった。そのことについてもう一度聞かせていただきたい。

施設再編課長

言葉が足りなかったかもしれない。来年度の見直しだが、今直近10年間の令和9年までは、町で何かを建てるという計画はないことは変わらない。町民の方に使っていただくという方向性は変わっていない。令和4年に見直しした後の10年間を考えていかなければいけないので、今は9年まで決まっているので、さらに5年引き伸ばして、14年まで先の方向性を出していきたいなと考えているところである。

財務課長

野地委員が言われる通り、立ち入りは容易にできてしまうということで、貸しているエリアと違うエリアも実際に立ち入りできてしまっている。現状では協議会の方々と信頼関係を持って進めている。安全管理をしっかりとうえて見ていただくなり、進めているところではある。ただ危険があるということであれば建物保全をしていくより、立入禁止措置を取らざるを得ないのかと考えている。

野地

公共施設再配置の令和10年以降についても、検討の範囲だと伺った。令和10年以降は空白のままもありえるとおっしゃっているのかと。そこはいかがか。

- 施設再編課長 今おっしゃった空白というのが、今と同じような状態であるというように考え方でよろしいか。
- 野地 令和 10 年度、11 年度も今のものが継続になるのか、誰も利用しない空き地になるのかを含めて。
- 施設再編課長 そのへんも含めて考えていくので、あり得ない話ではないというふうに考えている。
- 松崎 私も執行者に対して安全性について、いくつか伺おうと話を聞いていた。野地委員の質問で答えていただいて重複することもあると思うが、安全性の管理に対して今立ち入り禁止という話が出た。私も現地に行き、みるからに屋根が突き抜けて、中から青空が突き抜けて見えるような建物が 11 棟に入っているか分からないが、景観のことを考えると、立入禁止したところに廃墟があるのはいかがなものかと。今回の陳情にあるように、ある程度見栄えも気にした形でシートのようなもので対応する方がよい。立ち入り禁止にして補修しなかったら加速度的に建物は劣化して、崩壊に至ると私も思う。立ち入り禁止よりも、シートのような陳情にあがっているような形で対応した方がよいと思うがいかがか。
- 財務課長 シート等で対応した場合を考えると、おそらく飛散的なものに関してはなくなるかと思う。崩れるという意味についてはかなり劣化しているので朽ちていき、地震があれば倒れるかもしれないし現状は少しずつ崩れてきているので、シートをやったところで安全性が担保されるのかといえ、そこはなかなか難しいと思っている。一方で 500 万円、民間の力でという話もあるが、そこに税金を投入していくと、いろいろな方の思いもそこに入っていく。そこに投資をする場合、東大だけをみるのではなく町全体として東大をみていきたいと考える。陳情者から第一弾という話があったが、第二弾、第三弾は難しいと思うので、安全面で立ち入り禁止という措置が賢明だと考えている。
- 松崎 今回の陳情で採択されようとされまいと、陳情は無視するというように聞こえるがいかがか。
- 政策担当部長 決してそういうことを申し上げているわけではない。議会の場で東京大学の建物をどうしようかと、議論になるのは初めてというか、取得当時の議事録を見ていただくと、東大の活用をどうするのかという意見は取得の際にもあった。町側でどういう説明をしていたかという、東大だけでものごとを考えてほしくない当時の町長が言っている。その考えをもとに公共施設再編のもとに入って、学校はどうかというようなアイデアとしてある。そういったなかで仮に建物の保全に進むというのは、町の方向性として変わっていくことになる。そこは議会も町も慎重に議論が必要なのではないかということで、現状でできることとして貸していない建物を、お金をかけ

て保全するよりは、立ち入り禁止という措置が適当ではないかということ、答弁している。

二宮

重複して質問しているが、防災の観点で応急処置をどのような金額でやっていくのかについて、町では存続はないであろうというようなことである。今回ずっと置き去りにされていた問題に、付加価値を見つけてはどうかということの陳情項目にもなると思うが、町が買い取った前の東大にお伺いをたてるというか、建物が東京大学ではどのような意味あいがあったのか。今後、町として付加価値を付けるにあたり、そのような思いが大学もあったのか、陳情の方への気持ちに答えるためにも、そういうのを聞くのも将来的なものの経験する一助になるのかと思うが、それについて過去やられたことはあるのか。

財務課長

私もその交渉の場のことまでは分からないが、議会の議事録を確認させていただいたところ、東京大学購入時に更地にしてから購入という案もあったそうである。現状のままにして当初の値段から安く購入させていただいている部分もあり、更地にしてしまうと東大の方で更地にするので、相当値段もあがるだろうと。町では既存宅地制度、既存宅地要件というものも活用した方が、利活用に向けて優位なのではないかということ、現状有姿というかたちで購入した経緯があることを確認している。

二宮

その時にすでに価値については、東京大学の方も付加価値が将来的につかないかもしれないという返事だったということになるのか。

財務課長

そこについては正直現時点では分からないというのが、正確な答えである。建物についての契約をしたわけではなく、東大とは土地売買契約を結んでいる。引き渡しについては土地にある施設、樹木も全部含むということで購入した経過がある。東大がそこで価値を見出していたかということ、鑑定評価額とか登記もないので正直分からない状況である。

渡辺

町にはいろいろな文化財が指定されている。特に町として文化財を拡充していく方針とか、基準とかがあるのか伺う。先ほどから建物の保全と立ち入り禁止が話として出ている。これは相対する要素ではなく、立ち入り禁止が危険防止という観点から当然必要で、それとも建物保全とは関わりがあると思うが、こっちを立てれば、こっちが立たないということではないのではないか。そこを2点確認させていただきたい。

教育部長

町の文化財の考え方である。町や国や県にとって重要な文化財については、保存していくという方向はどこでも同じだと思うので、それにのっかってやっていくので、特に拡充していくとか、そういう方向があるわけではない。

財務課長

建物保全と立ち入り禁止措置は確かに話のとおりで相対するものではないかと思う。立ち入り禁止では安全性が担保できなければ、建物のどこかを保全するというか飛ばないようにするとか、そういう措置は必要になってくるものかと思う。

渡辺

目に見える形の文化財などがわりと二宮には少ない。たとえば軽便鉄道の元の駅があった所とかは表示されているが、お伺いしたいのは、あれはどういう経緯で整備されたのか。どこの費用で整備されたのか。蘇峰堂の庭は何年か前に文化財指定されていると思うが、近代の二宮の状況を残す文化財というのは、他に指定されているのか。先ほどのやり取りで、保全を民間の費用でやることによって思いも入ってくるし、将来の東京大学果樹園跡地の活用に必要な足かせになってしまうのではないかというのが、町の心配なところかと思うが、令和10年以降は新しい計画に入るとなると、ここ2、3年で方針を出していかないとおそらく次の計画には間に合わないというタイミングだと思う。そういうところで失ったものは、もう返ってこないという心配があるが、町の方針を固めていくタイムラインというか、それについてどのように考えられているのか聞かせて欲しい。

政策担当部長

私から軽便鉄道のおそらく駅前のナーサリーのところにある、碑のことを言っているのかと思うが、それは文化財ということで碑が建っているのではないと認識している。広域行政で秦野、中井、大磯、二宮の中で軽便鉄道の記録を残しましょうということで調査をして、碑が建っていると認識している。旧さいとう薬局さんの軽便鉄道の本社があったところは、文化財という指定はしていないが広域の枠組みのなかで、取り壊しの話があった時に、中の調査をして記録に残すということをしている。

教育部長

指定文化財の関係だが、町の文化財は今のところ全部で13件指定している。蘇峰堂の庭園を史跡名勝天然記念物ということで、平成13年に指定した。庭の梅の古木を指定している。蘇峰堂さんから申請いただき、町で調査して指定した。一番最近では平成19年に有形文化財彫刻ということで、川勾神社にある木造の彫刻を指定している。

渡辺

そうすると近代の二宮を残す文化財というのは、他にあまりないと。軽便鉄道について目立つが文化財というわけではなく、名残を形にしたということでよいか。文化財もかなり昔の古文書であるとかそういうものは残っていても、現代のものはあまりないという印象を持っている。東京大学果樹園跡地の使用について、どの時点をもって令和10年以降の検討を本格的に開始されるのか。どういう時間軸を考えているのか。

政策担当部長

軽便鉄道の碑については質問の通りである。来年度以降の再配置全体の見直しだが、課長が先ほど申したとおり、当初の10年間の

計画がまずあり、中長期的な方向性も示してある。そういう中で短期10年間の半分が終わったので、見直しましょうというのが来年度の作業になる。東大のところをどこまで見直せるのかはまだまだこれからで、現時点でタイムラインがという話にはなっていないが、取得の際に町に残された最後の大きな土地だということ、目的を定めずに取得しているので、様々な可能性を踏まえて検討を進めていこうと考えている。

教育部長

先ほどの答えが不足していた。近代のものは二宮町の指定文化財ではない。仏像、古文書などということだからかなり昔のものが多い。神奈川県指定文化財になるが旧園芸試験場跡地の梨、桃の原木群が近代ということになるのかと思う。

委員長

先ほどの答弁の中で町全体の事業というような話とか、東大の活用に関して、方向性が変わってしまうというような答弁があったが、現在町では東大跡地は、町のシンボル事業として掲げているテーマだと思うが、そのあたりの認識はこの部分に合わさってくるのか答えていただきたい。

施設再編課長

今現在、東京大学果樹園跡地の活用、公共施設の予約システム等3つのシンボル事業を掲げて事業を進めている。計画から5年間経つので、進んでいるものもある。来年度の見直しではシンボル事業についても、中身を精査する必要があるかと考えている。

委員長

現在シンボル事業の中に町側として利用しているところと、建物は別だとおっしゃると思うが、一体として東京大学果樹園跡地を、シンボル事業として扱っている。現在陳情者の方々からすると、ボロボロな状態の史跡があるということになる。そうすると町のシンボル事業が元々ボロボロなのかということだが、そのあたりはどのように認識しているのか。

政策担当部長

シンボル事業の内容だが、子どもも大人も遊んで学べる場ということで位置付けており、シンボル事業の中に、建物を活用してこの場所の魅力を高めていこうということは、入っていなかった。これまで町も議会も、この東京大学果樹園跡地の建物を活用して魅力アップという視点で、建物を見てきたことはなかったのではないかとと思う。そういった意味では、これまでは町も考えてきてはいなかった。そのような中で本日ご提案として陳情をいただいているので、お答えとしてはそういうものかなと思う。

休憩 10時54分

(傍聴議員の質疑：根岸・前田・羽根・一石)

再開 11時45分

<意見交換>

委員長

これより委員による意見交換を行う。意見がないようなので意見交換を省略する。

<討論>

野地

私は採択の立場で討論する。陳情項目の1についてだが令和4年度公共施設再配置の見直しのなかで、短期10年ということを検討する。令和10年、11年東京大学果樹園跡地の方向性がこのまま分からないから、継続するかもしれない。もしくは、フリーの時間ができてしまうかもしれないという答弁もあった。それを避けるためにも、令和10年以降の方向性をきちんと示していただきたく、早急に明らかにすることを望む。陳情項目の2について今回は、建物の屋根を中心に陳情されているが、今回の審査については安全性全般を議論されたと思っている。屋根補修に合わせて、どの施設をどうするかというのも含めて町は考えるべきであろうと判断し、賛成とする。

松崎

採択の立場で討論する。これまで議会では東大跡地の建物について議論されていなかったということで、今回非常に良い機会になったと思う。財産保持の観点から、一度失うと取り返しがつかない貴重な財産だというふうに私も思っている。町もその可能性があるという答弁だと私は思った。安全性の観点から、先ほど申し上げたとおり、今までなぜ放置してきたのか、そちらの方が問題ではないかと考えている。特に屋根に穴があく可能性があるということで雨水が入ると加速度的に劣化が進む。今回の陳情では耐震補強してくれとか、補修してくれということではなく、もっと安価なお願いであり、比較的簡単に対応できる話だと思う。そういったことから、ぜひ今回採択していただき、特に項目の1については将来の方向性を明らかにすることを求めるということなので、方向性が陳情者の期待に添わないようなものであれば第二弾、第三弾とあげていただきたい。私も貴重な歴史的建造物を守っていく立場に賛成しているので、採択という立場をとらせていただく。

委員長

それでは、陳情第3号を採決する。陳情第3号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

挙手全員である。よって陳情第3号は採択と決定する。以上で陳情第3号の審査を終了する。

休憩 15時29分

再開 15時44分

③二宮町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（町長提出議案第8号）

<補足説明>

委員長

執行者側から補足説明等は、事前に配布されているので、これより質疑に入る。

<質疑>

松崎

これは、タイトルが二宮町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例が、消防団員等ということで提出がされているが、年金担保貸付事業等の廃止ということで、これを読む限り消防団員の公務災害補償条例だけではなく、あらゆる年金受給者に関わる問題に読めるのですが、消防団員以外というのはどうなっているのでしょうか。教えていただきたい。

消防課長

本条例の消防団員等の等の部分については、消防の火災が起きている応急消火した方、ご協力いただいた方にも、公務災害補償を町でするということが等という部分になる。この補足部分については、令和2年に全体の改正法令、国民年金法とか、厚生年金法といったものの、一括改正のものであるので、その但し書きで、年金担保貸付事業等の廃止というところは、令和2年に施行された。その年金担保貸付事業等の廃止に伴い、二宮町の条例の消防団員等の公務災害に関わる部分を、改正するということである。

松崎

そうすると、消防団員以外にも年金担保貸付が出来ていた人というのは、そういった人すべてが対象となってくるのか。

消防課長

法律改正がされたので、おそらくそうではないかと思うが、この条例については、二宮町としては、消防団員が非常勤の特別地方公務員で、身分保障を町がしている都合上、二宮町としては、ここで改正を上程させていただいている。一般の方もお配りしている資料は、国の資料となるので、そういったことではないかという事が想定される。一般の方も含めた中で、年金担保貸付事業が廃止されていると思われるが、消防と致しましては、二宮町の消防団員についての上程となっている。

松崎

そうすると一般の方、消防以外の一般の方も改正する条例というのは、ここで上程されることになるのかというのは、消防に聞いても仕方がないかもしれませんが、当然の疑問として出てくる。

消防課長

一般の方、もしくは二宮町の職員や町民に関わることで、条例改正が必要か必要でないかということも、総務課と確認して、今回に関しては、消防団の改正のみで対応できる内容となっている。他の条例改正は必要ないということで、連携をしている。

野地

非常勤特別職として条例で位置付けている、消防団員を指すのですが、その他の非常勤特別職並びに一般の方というのは、町長・副町長で答えられなければいけないと思うのですが、他の条例改正は必要ないと理解するのですが、二宮町条例では他には適合する方がいないという理解でよろしいか。

消防長

今回、総務課と調整したところ、条例における該当は消防課のみであった。

休憩 15時50分
(傍聴議員の質疑：なし)
再開 15時50分

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは議案第8号を採決する。議案第8号を原案のとおり可決とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

よって議案第8号は可決された。以上で議案第8号の審査を終了する。

休憩 15時50分
再開 15時52分

④特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正する条例(町長提出議案第5号)

<補足説明>

委員長

執行者側から補足説明等は、事前に配布されているので、これより質疑に入る。

<質疑>

渡辺

提案理由のなかに、「鳥獣被害対策実施隊に非常勤特別職として町職員以外の隊員を加える」とあるのですが、現行の隊の構成と新たにどういう人に加わってもらうのかを教えてください。

農林水産班長

現在の鳥獣被害対策実施隊は町の職員のみで構成されていて、職員7名で構成されているところである。新たな隊員については、狩猟免許を持っている、神奈川県猟友会二宮支部の方に参加していただくことを考えている。人数は2名。

渡辺

平成28年に要領を農林水産省が示して、実施隊が編成されていると思うが、なぜ今ということがあって、どうしてここへきて狩猟免許を持っている二人を加えるのか。それともう1つは、年額6千円ということは、登録した人には6千円だけれども、出勤時実際には猟友会の方2名で出勤するわけではないと想像するのだが、実際に出動してもらった時に、どれぐらいのお金を渡しているのか。隊員の方に関しては報酬の形態が変わるのかと想像するのだが、その場合どれぐらいでどういう形で報酬を出しているのか。猟友会に対しては確か委託だったと思う。その辺がどう変わってくるのかを教えてください。

農林水産班長

なぜこちらの条例に位置付けたかということだが、1つには今、町の鳥獣被害対策実施隊は、町の職員のみで構成されているところである。実際は罟での捕獲の許可を取って、有害鳥獣の捕獲をしていると

ころだが、鳥獣の捕獲をした際に止めさしという、最後のとどめをさす行為については、猟友会の方に現状でも協力してもらおう形で、捕獲許可の従事者の中に名前を入れさせてもらっている。有害鳥獣被害対策実施隊に、今回非常勤として入れたわけだが、事業に充てている国の鳥獣捕獲の交付金が、昨年度の段階から捕獲の要綱が修正になり、自治体のなかに町の非常勤職員が入っていない場合には、捕獲に対する交付金が半額になってしまうことになった。交付金を確保し、より自主的な捕獲を有するために、今回変更することになった。実際に捕獲する際は、鳥獣の止めさしに対する謝礼ということで、町の方からは1頭につき5千円という金額を支払っているところである。それとは別に、今回新しく年額で6千円というものが追加されるというものになる。

産業振興課長

少し補足させていただく。なぜ今、猟友会なのかというところだが、国の方も猟銃の資格保有者が少なくなっているというところの懸念があり、政策の面からも国の方として後押ししていくというところで、交付金の要件が増やされたというところである。

渡辺

そうすると、実施隊の任務というのは対策を色々話し合ったりというよりも、実際には罠を仕掛けたり、捕まった鳥獣に対して止めさしを含めて、処理をしたりするというのが任務と理解してよいか。それと1頭に対して5千円ということになれば、それは猟友会の方に対して支払われて、隊員になられた猟友会の方も、個人に対して払うわけではないとそういうプロセスでよいか。

農林水産班長

鳥獣被害対策実施隊の職務について、主に狩猟免許が必要になる止めさしというところになるのだが、その他にも、捕獲罠の設置だとか、追い払いといった諸々の内容について、協力してもらおう形になる。特に罠の設置をする際にも、罠の免許を有していないと設置できないので、止めさしにも罠の設置にもご協力いただく。謝礼については、猟友会の支部に委託するという形になっているが、基本的には非常勤職員として委嘱した方に対して直接お支払するという形になる。

二宮

28年に実施されて、中井町は先進事例として入っていたのに、どうしてわが町は今かなという思いがあったのですが、色々な理由があったのだと思う。28年の農林水産省の資料によると、公務災害補償というのがあるところもあるのですが、市町村によっては、わが町では現状ではあげなくても大丈夫なものなのではないでしょうか。

農林水産班長

非常勤特別職員に加える形になりますので、職員と同じように公務災害補償の対象になると考えている。

二宮

そうすると、別立ての職員の公務災害補償に該当するというのでしょうか。ここに載せる必要もないということですか。

農林水産班長

非常勤特別職に位置付けられることでイコールということになる

と考えており、特段記載する必要がないと考えている。

松崎

今回この改正によって、捕獲が強化されるということだと思うが、最近では今まで出ていなかったところに急に出てくるということで、心強い改正だと思うが、これによって今までこうだったけど、こうなるよということを分かりやすく教えていただきたい。この特措法の条文をネットで調べてみたら、第10条2という所で、捕獲等鳥獣の有効利用というところに、捕獲したイノシシ等を食に供するということや、ペットのえさにするとかということのを促しているように読める。その点が今後何らかの形で変わるのか。要するに町内で取れたイノシシをみんなで食べましょうとか、そういうことにつながるのかということをお教えいただきたい。

農林水産班長

1つめのこの条例に位置付けることによって、実際にどのような効果があるのかということだが、罟の見回りに時給2千円で毎週回っていただいているところに充てていた国の交付金が復活することで、適正に罟の見回りができる。捕獲している鳥獣を早く発見できることで、鳥獣保護法に対しても問題ないように、早く殺すことが出来るといった点でメリットがある。もう1つの鳥獣の特措法の10条に入っている有効活用の関係については、いわゆるジビエという活用を指しており、これまで県の方でもジビエカーなどを検討してきたところですが、昨年あたりから、豚熱(トシコレラ)といわれる病気が流行り始めて、食肉利用に直接利用するのはなかなか難しく、現在は県の外に運ぶにも制限がかかっているような状況となっている。そういったものが収まり、需要があればジビエの活用というのもできると思うが、現状ではジビエの活用というのはいない。

松崎

今、実際にイノシシが出てくる現場というのは、イノシシが出てきたらただ見ているだけで何も手を出せないという状況。可能性として、目の前にいる時に猟銃でとどめをさすということも、研究をしてみるという話をした。先程の答弁だとそこまで言ってなかったが、その可能性についてはいかがか。付近の住民の印象としては、目の前にいるのだから、ただちに猟銃で打てばいいではなかというふうに皆さん思われるのですが、その可能性について、ご説明いただきたい。

農林水産班長

ただ今のお話は市街地に出没したことを想定した質問だと思うが、以前、県において市街地出没のガイドマニュアルの作成が検討された折、基本的に有害鳥獣が市街地に出没した場合は、追い払いが原則となっていた。追い払いの際も追い払う方向を見誤ると、また市街地の方向に入ってしまうため、基本的には山の方向に返すということになっている。手負いになってしまって、山まで戻せない時に殺すということもあるが、その際にも市街地の銃の使用というのは固く禁じられている。警察も厳しく言っているところなので、そういうことがあった場合には、鼻のフックだとか、ワイヤーとかでイノシシを固定した状態で、猟友会の協力のもと、ナイフなどで止めさして殺すということになるかと思う。

野地

公務災害についてですが、非常勤特別職になるということで、今回の実施隊員2名のことを指す。この2名は条例上、非常勤特別職になりえるので、この2名については公務災害が適用されますということをおっしゃっているのかと思う。年額6千円、2名で1万2千円ですけど、この6千円については、出勤があろうとなかろうと6千円を支払うというものであって、先ほど止めさしと追い払いという話があったが、例えば年1回会議があるのかなと思ったのですが、そういったものにもこの会員は時間を要する。そして、この2名は個人を特定する方であると思う。この2名の方というのは。猟友会には何名の方がいらっしゃるのか。他の猟友会の方々はこの6千円が入らない。出勤したときだけ、もしくは巡回したときだけ、費用弁償が出る。他の方はその時だけは出ますけど、公務災害にはあたりませんとなる。非常勤職員ではないということを行っていると思うのですが、それで正しいか。要するに、猟友会に何人いて、そこから2人公務員になるのですが、その差って何なのかと思ったのですが。

農林水産班長

猟友会のメンバーについて、詳しい情報というのは今手元にないので、人数は分からないところでございますが、現状の止めさしにご協力いただいている方というのは、実質2名で、その2名の方も昼に行動の出来る方となっている。日中に仕事をしていて、猟友会で罟等の免許を持っている方もいらっしゃるが、常時動ける方は2名ということで、その2名に非常勤としてお願いする予定でいる。

野地

猟友会で実際動ける方は2名ですと。そこで、その2名の方に入ってくださいませというのか。そして、その方々には年額6千円、わずか6千円なのですが、非常勤職員の立場にいて、実際に動くときには費用弁償が発生しますよと。そういう全体像ですか。

農林水産班長

お見込みのとおりである。

休憩 16時10分

(傍聴議員の質疑：小笠原、根岸議員)

再開 16時23分

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは議案第5号を採決する。議案第5号を原案のとおり可決とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

よって議案第5号は可決された。以上で議案第5号の審査を終了する。これをもって、本委員会に付託された案件の審査を終了する。以上で総務建設経済常任委員会を閉会する。

閉会 16時30分